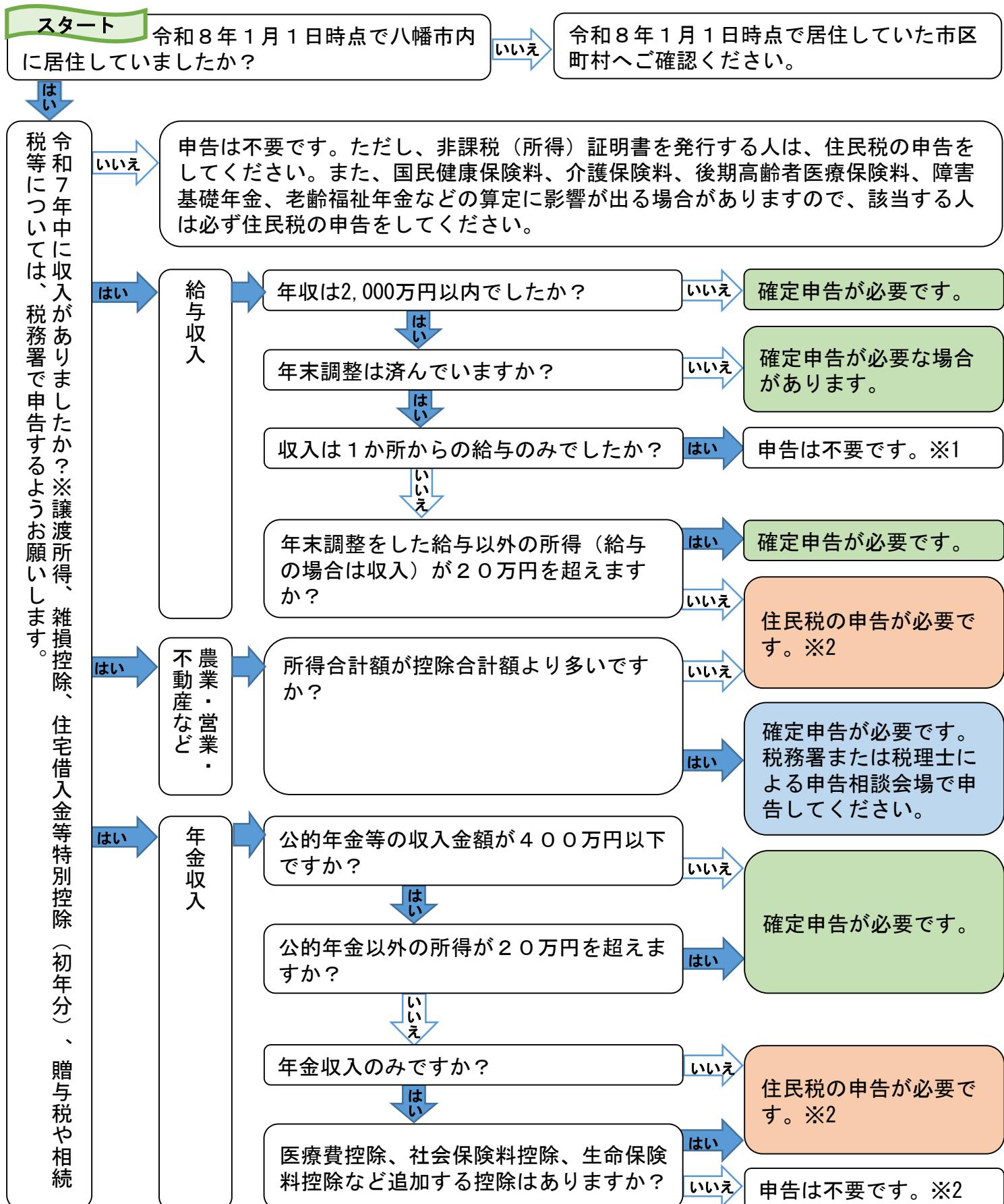


税の申告に関するフローチャート

(一般的ケースですので、詳細は税務課市民税係へお問合せください。)



※1 勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人は、住民税の申告をしてください。また、確定申告をすると、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合等があります。

※2 所得税および復興特別所得税の還付が生じる場合等は、確定申告ができます。